

授業料等減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、授業料等に関する規程第3条第3項の規定により千葉県立野田看護専門学校（以下「本校」という。）の学生に係る授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の額の減免の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「学業成績等」とは、学生の学業成績、実習態度、行動その他の生活態度をいう。

(2)「学費負担者」とは、学生本人又は主たる生計の維持者若しくは保証人をいう。

(減免対象者)

第3条 校長は、学費負担者が次の各号に該当し、かつ、本人の学業成績等が優秀と認められるときは、授業料等の減免の対象者としてすることができる。

ただし、留年者又は、合理的な理由がなく千葉県保健師等修学資金貸付金等の貸付申請をしない者については、この限りではない。

(1) 天災その他の災害等により生活に困窮し、授業料の納入が著しく困難である者。

(2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である者。

(3) 母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭その他学費負担者が死亡し、又は長期の疾病による療養を必要とし、授業料の納入が著しく困難である者。

(4) 前各号に掲げる者のほか、特にやむを得ない事情があると認められた者。

2 校長は、授業料等の減免を受けようとする学生が、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により独立行政法人日本学生支援機構から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは授業料等の減免の対象者としてすることができるものとする。

(減免の額及び期間)

第4条 授業料等の減免の額は、全額、3分の2の額または3分の1の額とする。

2 減免の期間は、原則として学期の前期又は後期の期間とする。

(減免対象者の認定に関する申請)

第5条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書を校長に提出しなければならない。

2 第11条の規定により減免対象者の認定取消を受けた者は、再度申請をすることはできない。

(申請期限)

第6条 減免申請は、前期又は後期の学期開始1月前までに行わなければならない。

ただし、第3条第1項第1号の規定による申請は、災害等の発生後6月以内に、第3条第2項の規定による申請にあつては、学資支給金の支給対象者の認定後すみやかに行うものとする。

(減免の継続申請)

第7条 授業料の減免を引き続き受けようとする者は、減免期間が満了する月の15日までに授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書を校長に提出しなければならない。

(審査会)

第8条 本校に授業料等減免審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、授業料等減免の対象者の認定等に関し審査を行うものとする。
- 3 前項の審査の基準等については、文部科学省が定める「高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領」（以下、「減免事務処理要領」という。）によるものとする。
- 4 審査会は、原則として3月及び9月に開催するものとする。
ただし、校長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 5 前2項のほか、審査会の構成、運営その他必要な事項は別に定める。

(減免の決定)

第9条 授業料等の減免の決定は、審査会の審査を経て校長が行う。

- 2 校長は、前項の決定を行ったときは、授業料等減免認定決定通知書により通知するものとする。

(学業成績等の判定)

第10条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者に対し、毎年、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第12条及び第13条の判定を行うものとする。

(減免対象者の認定取消し等)

第11条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者が、施行規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、減免対象者の認定を取り消すものとする。

- 2 校長は、減免対象者の認定を取り消したときは、認定取消通知書により通知するものとする。

(判定結果の通知)

第12条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者が、施行規則第15条第3項に該当する場合は、審査会の審査を経て学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

- 2 校長は、前項の警告を行うときは、適格認定における学業成績の判定結果通知により当該授業料減免対象者に対し通知するものとする。
- 3 校長は、施行規則第13条の判定を行ったときは、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知により当該授業料減免対象者に対し通知するものとする。

(減免対象者の認定の効力の停止)

第13条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者が、施行規則第18条第1項に該当するときは、減免対象者の認定の効力を停止するものとする。

- 2 校長は、前項の規定により減免対象者の認定の効力を停止された者が、施行規則第18条第2項に該当することとなったときは、減免対象者の認定の効力の停止を解除するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めがない事項は、施行規則及び減免事務処理要領によるものとする。

- 2 この要綱及び施行規則に基づく届出、申請等は、別表に記載の様式により行うものとする。

附則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 授業料減免審査基準は、廃止する。

別 表

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	別記様式 1
(申請者本人及び生計維持者に関する申告)	(別紙 1)
(編入学・転学の履歴)	(別紙 2)
(家計の急変に係る申告書)	(別紙 3)
(休職証明書)	(別紙 4)
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	別記様式 2
(申請者本人及び生計維持者に関する申告)	(別紙 1)
(家計急変の事由が生じた者に関する現況届)	(別紙 2)
授業料等減免認定結果通知書	別記様式 3-1
授業料等減免認定結果通知書 (不認定)	別記様式 3-2
授業料等減免認定結果通知書 (家計急変) ※入学金減免あり	別記様式 3-3①
授業料等減免認定結果通知書 (家計急変) ※入学金減免なし	別記様式 3-3②
授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知 (警告)	別記様式 4-1
授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知	別記様式 4-2
授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知	別記様式 4-3
授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知 (家計急変)	別記様式 4-4
授業料等減免の認定取消通知書	別記様式 5
授業料等減免の対象者の認定の効力の停止に関する通知	別記様式 6
授業料等減免の国籍・在留資格の変更届	別記様式 7
授業料等減免の生計維持者の変更届	別記様式 8
授業料等減免の支援停止申請書	別記様式 9-1
授業料等減免の停止の解除 (支援の再開) 申請書	別記様式 9-2
授業料等減免の実績に関する報告書	別記様式 10